

会長あいさつ



新居浜市農業委員会
会長 高橋 征三

第二十期農業委員会がスタートして一年が経過しました。その間、今年八月の総選挙では政権交代がおき、新政権が掲げる戸別農業補償の実施など、わが国の農業を取り巻く環境は多様化している状況であります。新居浜市においても、肥料・農薬等資材費の高騰と生産者米価の低下による所得の減少、またインシシや抜等の鳥獣被害による耕作意欲の低下によって耕作放棄地面積の増加等、農業に従事するものとして非常に厳しい状況にあると認識しているところであります。

わが国の農地面積は昭和三十六年には六〇九万ヘクタールでしたが、現在ではその七割の四六三万ヘクタールまでに減少し、そのうち三〇万ヘクタールの農地が耕作放棄

地となっております。新居浜市農業委員会が市内の三箇所を取り組んでいる景観形成作物取組事業はこのような耕作放棄地を少しでも解消し、農地の有効活用の一つの手段として今後もPRしていきたいと思っております。

さらに、今年の六月二十四日、衆参両院で農地法の一部改正され、六月以内に行われる運びとなっております。その内容は、「農地を借りやすく、そして貸しやすく、そして農地を最大限に利用すること」を大きな柱として農地の所有から利用への大きな転換が図られています。また、株式会社等農業生産法人以外の法人の農業部門への参入、標準小作料の廃止、相続税納税猶予制度の見直しなど、農業委員会の役割が今後ますます重要になります。



新居浜市農業委員会として、この変化に対応するため、適切な指導と助言を行い、農業者の代表として少しでも農家のためになるよう努力してまいります。

新農業委員紹介

議会推薦

＊平成二十一年九月十七日から、仙波憲一委員、神野敬二委員が議会推薦の学識経験者として就任しました。



仙波 憲一
船木 農地部会



神野 敬二
大北院 農政部会



農業委員より 活動報告



鴻上 孝志 委員

農業委員という大役を賜り、戸惑いと責任の重大さを感じています。

その中で、農地部会の担当となり、一年が経過しました。毎月農地部会を開催して、農地の所有権移転や農地転用の議案を審議していますが、農地の減少が多く、新居浜市の農業を取り巻く環境の変化、農業経営の厳しさを痛感しております。

近年、耕作を放棄している農地の多さが目を見張ります。高齢化による労働力の低下を背景に、利益を生まない限り、農業の再生は難しいのではないかと思います。若手が育つ環境を作り、胸を張って、次の世代に引き継ぐことが出来る農業にしていきたいと思っております。

農業委員の諸先輩方の経験を賜り、新居浜市の農業の発展のため、今後においても一生懸命頑張ります。よろしくお願いたします。



前田 和男 委員

私は、住友企業に三十八年間技術職として勤務してまいりました。退職後は、その経験を活かして、現在農業に従事しています。

平成二十年七月六日農業委員選挙において、当選させていただきました。第二十期農業委員として出発しました。

第一回目の総会において農地部会の担当となり部会に出席して約一年が経過しますが、農業委員には、農家・農業者の利益代表としての自覚が必要だと思っております。新居浜市の農業は、米価格の低迷などにより、生計を立てるのが今後ますます難しくなっていると考えられます。現状の販売方法を工夫し、新居浜市の産地地消に向けて努力します。

さらには、今年度、農地法の一部改正にあたり、農業委員としての業務が非常に重要な役割を果たすこととなります。新たな問題に対応するとともに、先人が苦勞され、守ってきた農地をいかに円滑に次世代へと引き継ぐのが、農業委員としての私の課題であると考えています。微力ですが一生懸命頑張りますのでよろしくお願いたします。



農業委員の紹介!

農業委員は、各地域における農家・農業者の代表です。御相談・御質問は各地域の農業委員までお気軽にご相談ください!

氏名	住所	種別	部会
1 西原 力	本郷	農政	農地部会
2 藤原 修	光明寺	農政	農地部会
3 村尾 浩一	新居浜町	農政	農地部会
4 高橋 秀人	大生院	農政	農地部会
5 神野 敬二	大生院	農政	農地部会
6 藤上 孝志	船木	農政	農地部会
7 河端 廣	宮原町	農政	農地部会
8 小野 藤基	船木	農政	農地部会
9 森原 梅信	庄内町	農政	農地部会
10 岡部 正明	廻生	農政	農地部会
11 藤田 繁	船木	農政	農地部会
12 神野 照一	郷	農政	農地部会
13 尾崎 武吉	中西町	農政	農地部会
14 水井 幸孝	北新町	農政	農地部会
15 神野 幸雄	船木	農政	農地部会
16 古川 一豊	船木	農政	農地部会
17 仙波 憲一	船木	農政	農地部会
18 岡田 宜近	田の上	農政	農地部会
19 白旗 安一	清水町	農政	農地部会
20 白鳥 誠二	船木	農政	農地部会
21 池田 繁	本郷	農政	農地部会
22 守谷 博明	上原	農政	農地部会
23 小野 英雄	新生	農政	農地部会
24 野口 徹司	大生院	農政	農地部会
25 高橋 征三	星原町	農政	農地部会
26 藤田 幸正	廻生	農政	農地部会
27 真木増次郎	船木町	農政	農地部会
28 藤田 平夫	新生	農政	農地部会
29 加藤 良一	久保町	農政	農地部会
30 岡田 雅夫	宇高町	農政	農地部会
31 前田 和男	多喜浜	農政	農地部会
32 小野 輝雄	沢津町	農政	農地部会

(議席順:平成21年11月5日現在)

全国農業新聞を 購読しましょう!

発行日 毎週金曜日
購読料 月額600円



お申込は農業委員または農業委員会事務局まで!

現在の農業委員の任期は、平成二十二年七月十九日までです。残りの任期、総勢三十二名で頑張ります。よろしくお願いたします。

お疲れさまでした。

加藤 喜三男さん(議会推薦)
伊藤 篤子さん(議会推薦)



それぞれの研修先で活発な意見交換を行いました。

委員報告

先進地視察研修

研修先・奈良県桜井市・葛城市

平成二十一年四月十四日(火)～十五日(水)の二日間、新居浜市農業委員が、奈良県桜井市及び葛城市を訪れました。桜井市では、集落営農及び耕作放棄地対策の状況について、そして葛城市では農産物直売から加工品等の生産、販売、体験農業まで幅広く事業展開している農事組合法人「當麻の家」を見学し、地産地消の取組状況について視察研修を行いました。

農業委員会の業務

農業委員会が行う業務は、農業委員会法第6条に規定されており、法律上3つに区分されています。

第1は

農業委員会法第6条1項に規定されている
法令業務です。

農業委員会だけが専属的な権限として行う業務です。これは、農業委員会による合議体の行政委員会としての、農地の権利移転についての許認可や農地転用の業務を中心とした農地行政の執行です。これらの業務は、地域における土地利用のあり方を踏まえた優良農地の確保と有効利用にとって特に重要になってきます。

第2は

農業委員会法第6条2項に規定されている
農業振興(農業政策)業務です。

農業委員会だけが専属的に行う業務ではありませんが、農業者の公的な代表機関として農地の確保・有効利用と担い手の確保・育成を中心に地域農業の振興を図っていく業務です。この業務は、力強い農業・農村の振興を図る観点から大いに期待が寄せられている業務です。

第3は

農業委員会法第6条3項に規定されている**意見の公表、
建議及び諮問に対する答申**の業務です。

この業務については、農業委員会の行政機関としての性格よりも、農業者の公的代表機関としての性格を前面に押し出したもので、その具体化のために意見の公表や建議・答申の機能が与えられています。したがって、農業委員一人ひとりが地域の中で農業者の声を積み上げていくことが大切です。

◇代表者の人柄が良さそうであり、他の組合員との関係も良好であるように感じた。農機具等も見学したが、大型機械を取り入れ合庫事業所も備え良好な環境であると思った。
◇「農事組合法人 當麻の家」は、平成七年四月日より農事組合法人當麻町特産加工組合が當麻町と管理委託契約を締結し施設を独立採算で運営しており、その後、農家と農協の出資金九二〇万円で平成



新居敷未来農業の取組みについて、熱心に聞き入る委員

◇桜井市新居敷地区は、都市化による兼業農家・高齢化・農産物価格の低迷などで担い手不足、集落機能の低下等で遊休農地の増加が深刻な問題であった。「集落の農地 農業は集落で守る」をスローガンに十三名で「新居敷地域農業を守る会」を結成し、その後「新居敷未来農業」を立ち上げ、農地・水環境保全対策にも対応している。これらの会の指導者は自信と活力に満ちていた。この法人の成功の裏には、行政の積極的な指導と組織の団結力があつたからだと思う。新居浜市においても、零細農家が多い中、農業を守るため、身の丈にあった集落営農を確立しなければならぬと考える。

七年二月に設立し、平成十二年に、農協からの出資金を返し増資し、平成十八年四月より指定管理者に指定されたようですが、レストランで郷土食を作ったり、加工食品がたくさんあり、まさに安心旬の味として當麻の家が運営されている。
◇何といっても、消費者にとり、魅力あるものを提供することが、店舗の繁盛につながり、売り上げも向上すると思っています。本市の農産物直売所「あかがね市四季菜広場」ももう少し消費者のニーズにあつた魅力的な加工品や農産物を提供するべきであると感じました。
◇平日であったが、来客も多く賑わっており、遠方からの客も多く来ていた。レストランの食事も地元の農産物を使用した健康志向であった。
◇この施設は、農産物、加工品、食卓と三位一体型の経営で主婚のパートナーは、九〇%で地域の働き場所となっており、従業員は大変喜んで働いています。
◇各様の体験を通じての地域住民の交流、子どもたちへの食農教育、収穫の喜び等体験には楽しいものがある。出品物の新鮮な野菜は少ないが、本市の「あかがね市四季菜広場」も加工品を多く取り入れる必要があろうかと思われた。



「當麻の家」の地元農産物売り場は、平日にもかかわらず大盛況でした。

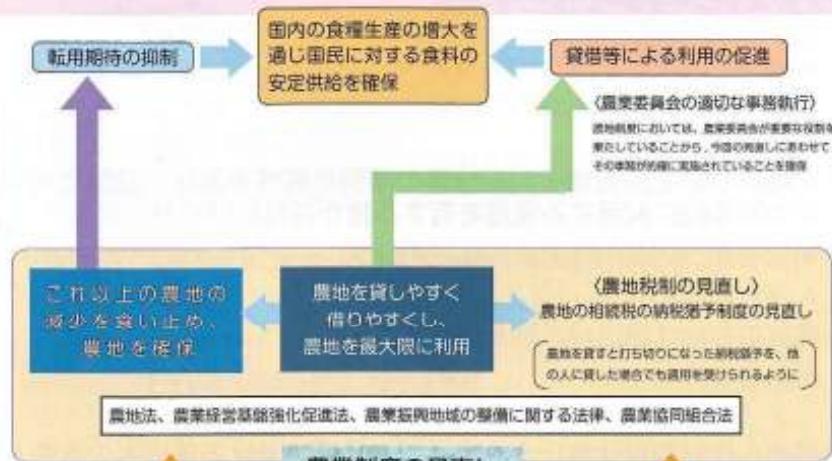
農地制度の見直しの概要

～農地制度が大きく変わります～

「農地法等の一部を改正する法律」が第171回国会で成立、平成21年6月24日に公布されました。公布の日から起算して6か月を超えない範囲で政令で定める日から施行されます。

耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化等によりその確保を図るとともに、農地の貸借に係る規制の見直し、農地の面的な集積を図る事業の創設等により、その有効利用を促進することを目指しています。

農地法等の一部を改正する法律の概要



農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要

穀物価格の高騰や輸入品食品類の安全性への不安

食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化する必要がある。

水田等を最大限に活用する対策等を一層促進

農業者年金に加入しましょう！

～しっかり積み立て、がっちりサポート 安心して豊かな老後を～

☆あなたの老後生活への備えは十分ですか？

☆年金は家族1人ひとりについて準備することが大切です！

☆老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です。

①65歳の農業者の方の平均寿命は、男性18年(83歳)、女性23年(88歳)

老後は、お金を心配せずに暮らしたいものです。その間、予測不可能な経済変動があり、思わぬケガや病気もあります。

②こんなにかかる老後生活 (現金支出で年額約276万円)

高齢者世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額23万円です。

③国民年金の支給額(年額約158万円)

農業者のみなさんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で月額6万6千円、夫婦あわせて月額13万2千円です。



このように国民年金だけでは十分とはいえず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

サラリーマンは国民年金(基礎年金)の上乗せ年金として厚生年金や共済年金(厚生年金のモデルケースで夫婦二人で年額280万円、月額約23万円)を受け取っています。

農業者の皆さまも、メリットが沢山ある農業者年金に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金
- 終身年金で80歳までの保証付き
- 支払った保険料は、全額社会保険料控除
- 手厚い政策支援！保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、通算すると最大で216万円

○農業者年金の試算額

加入年齢	納付期間	試算額		
		性別	保険料2万円	保険料3万円
20歳	40年	男性	91万円	136万円
		女性	79万円	118万円
30歳	30年	男性	60万円	90万円
		女性	52万円	78万円
40歳	20年	男性	35万円	53万円
		女性	31万円	46万円
50歳	10年	男性	16万円	23万円
		女性	14万円	20万円

*この試算は、65歳までの付利率率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。付利率率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示(H21.4.1)施行1により定められている率です。

高橋征三農業委員会会長 9月新居浜市議会で答弁



第三回新居浜市議会定例会において、高橋征三会長が答弁を行いました。

「農地の取得条件である下駄面積の取り扱い」及び「農地法の一部改正案について」という神野敬二議員の質問が行われました。

この質問に対して、下駄面積の取り扱いについては、現行の農林水産省令で定める設定基準を説明し、「今後農地法の改正で農業委員会が弾力的に定めることが出来るようになることから、今後の法令等の制定状況を見極めながら、新居浜市の実情に応じた取り組みを行う予定である。」と答弁いたしました。また、農地法の改正案については、新居浜市の農業の現状を説明した後「農業委員会の役割は、今回の農地法の改正によって、一層重要になることを深く受け止め、その運用の透明性と、公平・公正の確保に努めるとともに、新居浜市農業の持続的な発展に向けた取り組みを推進したいと考えております。」と答弁いたしました。

いただきます/今日もおいしい新居浜産

地元の新鮮野菜の産直市あかがね市



四季菜広場

鮮度第一・地域密着・地産地消!

顔の見える農産物を求める消費者ニーズの高まりに答えて
 地元の新鮮野菜をより安く販売しています。
 農家の旬の自家用野菜・果物をお届けします。

場 所：農協本所北側（田所町3-63）
 営業時間：8:30～16:00
 電話番号：0897-31-0181 定休日：毎週火曜日
 ホームページ：<http://www.ja-akaganeichi.jp>



上の写真は、10月3日に開催された「秋の収穫祭」の写真です。季節に合わせた催しを実施しています。また、今年の8月30日に、売場面積の拡大、冷暖房の完備、鮮魚の販売開始等々、改築も新たにリニューアルオープンしました。内容も豊富ですので、ぜひ来店ください。

「あかがね市・四季菜広場」は、市民の皆さんに新鮮な地元農産物を提供し、地産地消に一役買っています。

スーパーで販売されている野菜は、畑で収穫して店頭まで並ぶまで約二～三日かかるそうですが、四季菜広場ではその日の朝、もしくは前日の夕方に収穫した野菜が並ぶので、とても新鮮です。その新鮮でおいしい野菜を食べるようになり、子どもの野菜嫌いが直ったという話も聞きました。

また、出品された野菜の値段は、出品者個人が設定しているもので、手ごろな価格で取引されていますので、家計的にも非常に助かると思います。

新居浜市在任の農業従事者の愛情たっぷり野菜を多く揃えていますので、是非一度ご来店ください。

農地法改正の主な内容

①農地転用規制が厳格化されます!

- 農地転用許可の対象が拡大されます。
許可不要であった、病院・学校等の公共の転用も、協議制となります。
- 違反転用に対する罰則が強化されます。
都道府県知事等による行政代執行制度が創設されるとともに、罰則が強化（罰金額の引き上げ）されます。

3年以上の懲役または300万円以下の罰金
 法人の場合は、1億円以下の罰金

②農用地区域内農地の確保が進められます!

農用地区域からの除外が厳格化されます。農用地区域内の農用地については、担い手に対する利用集積に支障を及ぼす場合は、同区域から除外できなくなります。

③遊休農地対策が強化されます!

- 農業委員会が全ての遊休農地を対象に指導勧告を行うようになります。
- 農業者等が遊休農地である旨を、農業委員会に申し出ることができる仕組み、所有者が判明しない遊休農地についても利用を図る措置等が新たに設けられます。

④農地について所有権・利用権等の権利を有する者は、農地を適切かつ効率的に利用する責務を有する旨が法律に明記されます!

農地の貸借に係る権利移動規制や税制が見直され、さらに農地が貸しやすく、借りやすくなります。

⑤農地の相続は届出が必要となります

相続によって農地を取得した人は、農業委員会に届出が必要となります。

⑥標準小作料制度は廃止されますが、地域における賃借料の目安とするため、農業委員会が農地の賃借料情報の提供等を行います。

★なお、詳しい内容等については、新居浜市農業委員会にお問い合わせください。



農地法改正の円滑な運用に向けて県農業会議が主催する農地法改正の説明会に農業委員が出席しました。

(H21.9.9)

農地パトロールを実施しました。

平成21年7月から9月の間、各地区にて農地パトロールを実施しました。農地パトロールでは、遊休農地の発生防止・解消対策や農地の無断転用防止を目的として、各地区の農業委員・農業委員会事務局職員・農林水産課職員で行いました。



農地を適正に管理しましょう！

農地は、農業者にとって重要な財産であるとともに農業生産、農業経営の基礎です。遊休化や耕作放棄すると、農地としての重要な役割を果たせないばかりか、周辺農業への悪影響なども考えられます。



農業委員会では、遊休農地化及び耕作放棄地のおそれのある農地については、借り手のあっせん等も行っています。これらのおそれのある土地所有者は、農業委員会までご相談ください。

遊休農地現地調査集計結果

(調査期間：平成21年7月22日～平成21年9月29日)

No.	支所	遊休農地		全農地に占める遊休農地の割合
		筆数	面積(m ²)	
1	本所	52	31,025	3.60%
2	高津	34	25,340	2.83%
3	垣生	70	53,948	6.26%
4	神郷	186	107,267	7.57%
5	多喜浜	238	188,959	16.61%
6	船木	375	216,818	11.41%
7	角野	24	17,270	1.57%
8	泉川	107	59,643	4.75%
9	中萩	228	163,253	5.81%
10	大生院	135	93,016	6.73%
11	大鳥	19	12,456	1.71%
12	別子山	141	365,818	42.90%
	合計	1,609	1,334,813	8.78%

農業従事者の高齢化と後継者不足、農産物の価格低迷等の理由で遊休農地が増加しています。

ひまわり・菜の花 景観形成作物の取り組み

現在、市内3ヶ所で行っております。実習場所等詳しい情報は新居浜市のホームページをご覧ください。
<http://www.city.niihama.lg.jp/>

増加する遊休、荒廃農地の発生防止対策として、景観形成作物であるひまわり、菜の花を植えることにより農地所有者に警鐘を鳴らし、農地性の保全、園児に自然体験学習を通しての心の健全育成に役立ててもらうことを目的としています。

